

## 荒川区社会福祉法人連絡会要綱

### (目的)

第1条 荒川区社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）は、荒川区に住所を有する社会福祉法人、荒川区内で施設・事業所を運営する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）が相互に情報交換を行い、地域のニーズや課題を受け止め、社会福祉法人等の連携・協働により社会貢献事業等に取り組むことで、荒川区民の福祉向上を図ることを目的とする。

### (社会貢献事業の定義)

第2条 社会貢献事業とは、地域のニーズや課題に基づき、連絡会が行う以下の事業をいう。

- (1) 地域に必要な福祉サービスの実施や利用者負担の軽減等の社会福祉事業
- (2) 社会福祉事業として制度化されていない福祉サービスの提供等地域公益事業
- (3) その他公益事業

### (会員)

第3条 連絡会は、第1条に定める目的に賛同し、加入を希望する社会福祉法人を会員とする。

### (役員等)

第4条 連絡会に会長1名、副会長及び監事若干名を置き、全体会において選任する。

- 2 会長は連絡会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は連絡会の会計及び事業を監査する。
- 5 役員等の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 補欠によって就任した役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

### (事業)

第5条 連絡会の目的を達成するため、荒川区及び東京都社会福祉協議会と連携し、以下の事業を実施する。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 荒川区の福祉ニーズの把握
- (3) 各社会福祉法人の社会貢献事業の実施状況の把握
- (4) 社会福祉法人の連携による社会貢献事業（以下「連携事業」という。）の実施
- (5) 連絡会で把握・実施する社会貢献事業及び連携事業の周知・広報
- (6) その他連絡会の目的を達成するために必要な事業

(会議等)

第6条 連絡会の円滑な運営、連携事業の実施のために、全体会、役員会を置く。

2 上記のほか、必要に応じて課題別会議や職種別会議を置くことができる。

3 地域のニーズや課題を把握し、連携事業等につなげるため、必要に応じて地域で活動する機関・団体の参画を得ることができる。

(全体会)

第7条 全体会は、連絡会に参加する社会福祉法人の把握している福祉ニーズや社会貢献事業等に関する情報交換、連携事業の検討等を行い、連絡会の活動状況を共有する。

2 全体会は、会員の社会福祉法人の役員・職員で構成する。

2 全体会は、会長がこれを招集する。

3 全体会に議長を置き、議長はその都度選任する。

4 役員等の選任、会費、予算、決算、事業計画、事業報告及び要綱改正については全体会の議決を得なければならない。

5 全体会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び全体会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなす。

6 全体会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、監事及び事務局により開催し、連絡会の運営の方向性や連携事業等について検討し、全体会に提案する。

(会費等)

第9条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。

2 会費の額は、全体会において別に定める。

(事務局)

第10条 本連絡会の事務局は、荒川区社会福祉協議会に置く。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。